

策定年月	平成 7 年 4 月
変更年月	平成 1 4 年 4 月
変更年月	平成 1 7 年 2 月
変更年月	平成 1 8 年 8 月
変更年月	平成 2 2 年 6 月
変更年月	平成 2 6 年 9 月
変更年月	令和 3 年 2 月

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和 3 年 2 月

日 野 町

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
第2	日野町における農業構造の現状と見通し	5
1	農家戸数	5
2	土地利用	5
3	農家構造の分化	5
4	農業構造再編の展望	7
5	農用地の利用集積と流動化目標	8
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方式、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	9
第4	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	14
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標と推進方針	18
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	19
1	利用権設定等促進事業に関する事項	19
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	25
3	農業協同組合等が行う農作業委託の斡旋の促進その他委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	28
4	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	28
5	その他農業経営基盤の強化の促進に関する事項	28
第7	その他	29
別 紙		30

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 日野町は、鳥取県の西南部に位置する山間地域で急峻な地形に農地が点在しており日照不足と排水不良のうえ積雪など気象条件に恵まれないことから、従来より農業生産は水稻を基幹作物として畜産(繁殖牛)や野菜(白ネギ・ピーマン)との複合経営により地域農業をささえてきたが、一方では農村集落は高齢化の一途をたどり集落内のマンパワーが不足しているのが現状であり、令和元年度に農業委員会が実施したアンケート結果によると、農業後継者がいない農家が約60%、所有している農地を維持できないと回答した農家が約30%もあり、地域農業の存続は待ったなしの状況となっている。

これからの農地の維持管理等、今後、効果の声を聞きながら守るべき農地を明確にしながら、活用できる農地については担い手農業者、集落営農組織及び農林振興公社を中心とし、水稻作付を基幹としながら、そば、大豆等の土地利用型と畜産、野菜等を組み合わせた複合経営をさらに促進して生産性と収益性が望める農業を展開する。

また、このような農業生産を展開する基盤となる優良農地の保全を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、限られた農地を有効利用するため、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保、保全に努める。

- 2 本町の農業構造は、年々、高齢化等により集落協定の弱体化が進み、農業の担い手不足が一層深刻化している。

こうした中でも、農地の資産的保有傾向は強いものがあり、規模拡大志向農家への農地の流動化は進展を見ないまま推移してきた。しかし、高齢化が進む中で世代交代、農業用機械の更新等を機に担い手への流動化が進んでいるところであるが、担い手不足、集積したが、集約化できないといった状況が深刻化している。

一方、全域が中山間地域である本町は、農業就業人口の高齢化に伴い、後継者に承継されない等、遊休化する農地が徐々に増加する傾向にあり、これを放置すれば担い手に対する利用集積や周辺農地の耕作にも影響を及ぼすおそれがある。

以上のことを踏まえ農業委員会と連携して、集落への話し合いを推進しながら、守るべき農地を明確化し、守るべき農地については、地域プラン事業等により農地保全に努めていくこととする。

- 3 このような農業構造の現状を踏まえ、将来、本町の農業を担う経営体が効率的かつ安定的に行なえるよう育成すべき目標を明確にしながら、これを核とした生産体制の確立を図る。

具体的な経営の指標は、本町及び周辺市町村において優良な経営事例をモデルに農業経営の発展を目指し、農業を主業とする従事者が効率的かつ安定的に経営を図るため、年間総労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度）、年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり概ね250万円程度）を確保することができる経営体の育成を目指す。

日野町で推奨する品目については、振興施策を重点的に行うこととする。

- 4 日野町は、将来日野町の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業振興を図るための自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展

を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業、日野町がんばる地域プランにより、取り組む事業、その他の措置を総合的に推進する。

推進にあたっては、日野町、日野町農業委員会、日野町農林振興公社、鳥取西部農業協同組合、鳥取県西部総合事務所日野振興センター、鳥取県農業農村担い手育成機構等が相互の連携の下、的確な指導を行うため、各集落における農業の将来展望とそれを担う経営体の育成を図るための話し合い（人・農地プラン）を促進する。

さらに、望ましい農業経営を目指す農業者や集団とこれらの周辺農家に対して、関係機関が連携して地域に出向き現状や今後の方向など聞き取りを行うとともに、経営診断、経営改善方策について提示を行う等、農業者や集団が主体性をもって農業経営改善計画に取り組み、将来の農業経営の方向性を見出せるよう展開を図る。

次に、農業経営の改善による望ましい農業経営の育成を図るため、土地利用型農業による展開を図ろうとする意欲のある農業者に対しては、農業委員、農地利用最適化推進委員などによる掘り起こし活動を強化して農地の出し手と受け手に係る情報を収集し、人・農地プランに位置付けられた地域の中心経営体との連携を図りつつ利用権設定等を進める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農業委員会が中心となって集落へ出かけ、農地の実情の聞き取りを行うことで集落ごとの話し合いを促進するとともに、人・農地プランの実質化を目指し、農地保全に努める。また、農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積・集約を推進する。

日野町全体が土地利用型農業が主体である農業構造下、農地の遊休化が危惧される集落で、担い手への農地利用集積等が困難な状況にある場合は、集落の合意形成等の促進を図り、集落営農の組織化の模索、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）や農林振興公社への利用集積等を進める。

また、町の農業生産活動に大きく関わっている女性農業従事者が主体的に農業経営やこれらに関わる活動に参画できる体制づくりをさらに推進し、男女共同参画を促進するとともに役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理や農村コミュニティの維持が図られるように努め、地域の農業を下支えする中核的農家の経営の維持、発展を支援する。

高齢者についても、農業生産や地域活動の一翼を担っていることから、その能力を積極的に活用し、意欲・能力に応じて生涯現役を目指し、生きがい農業の展開を推進する。

以上のことから、全町を視野に入れて地域毎の農地保全体制を整備し、農業振興を進めることによって地域の発展に結びつくよう、本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編を図る。特に、認定農業者制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、日野町農業委員会の支援による認定農業者への利用集積はもちろん、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、日野町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 日野町は、関係機関と連携して、認定農業者や今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化、経営改善方策の提示などについて重点指導を行う。
また、今後は、国の「新たな経営指標」を積極的に活用し、認定農業者の経営状況の

自己チェックと結果のフォローアップを農業改良普及所等との連携の元に強力に推進していく。

農業経営の安定を図るため、集落営農の組織化や農業経営体の法人化を積極的に推進していく。

6 日野町は、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成のため、次の取り組みを行う。

- ・日野町における青年就農施策としては、独立自営する青年に対して農業次世代人材投資事業、無利子の青年等就農資金等を実施し、新たに農業経営を営もうとする青年等を支援していく。

- ・新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及所やJA営農センター等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、認定農業者へと誘導していく。

- ・日野町は、農業農村担い手育成機構との連携を図り、アグリスタート研修等の受け入れ農家を確保する。

- ・農業に興味・関心のある若者の独立就農を支援するため、里親として登録された農業者が技術習得だけではなく、就農後の相談役として新規就農者を応援するアグリチャレンジ研修に取り組む。

7 日野町では耕作放棄や離農の原因の一つに農地の草刈り作業や水路の維持管理の負担が大きいといったことが挙げられる。そういった問題を解消するため、農地の草刈りや水路の維持管理を手助けする「アグリサポートひの」も活用しながら農地の維持保全に努める。

また、担い手不足や農業従事者の高齢化が原因で、農地利用の最適化が進まないといったことがあるため、農林振興公社の体制や地域整備等の機能強化を図り、農林振興公社が今後増加する農地の管理を行い、地域の農業者を補完する役割の強化を図る。

8 日野町の人口の将来推計については、内閣府の推計によると2015年の3,362人から2040年には1,861人に大幅な人口減少が見込まれている。中山間地域が抱える様々な問題に加え、限られた財源やマンパワーで地域を支えざるを得ないなど、本町を取り巻く環境は決して恵まれているとは言えない。

このような中、古来より受け継がれてきた大切な農地を未来に受け渡すため、守るべき農地を明確化し、担い手等の中心経営体、兼業農家がお互いに助け合いながら少ない人口でも農地を維持管理できる体制を構築する。県外から地域おこし協力隊として移住する若者や退職者就農者も新たな農業の担い手として位置づけることとする。

以上のことから、日野町は、「小さくてもきらりと光り続ける」農業を目指した取り組みを進めることとする。

第2 日野町における農業構造の現状と見通し

10年後の農家戸数、耕作面積と農業構造の分化を次のとおり見込む。

1 農家戸数

農家戸数は減少を続けている。他産業への特化志向、高齢化による担い手不足等により、令和10年には400戸にまで減少することが予想される。

区 分	令和元年（A）	令和10年（B）	B/A
農家戸数	431戸	400戸	92%

（注）令和2年農家戸数は、2015農林業センサスから引用している。

2 土地利用

令和3年の耕地面積は406haで町全土の3.0%を占めているが、近年、高齢化等による担い手不足により不作付けの農地を有する農家が増加してきている。今後とも農地の減少傾向は続くものと予想され、令和10年には390ha程度になるものと見込まれる。

	令和元年（A）	令和10年（B）	B/A
耕地面積	406ha	390ha	96%
うち田	361ha	356ha	98%
うち畑	45ha	34ha	75%

（注）令和元年の耕地面積は鳥取農林水産統計年報の数値を使用

3 農家構造の分化

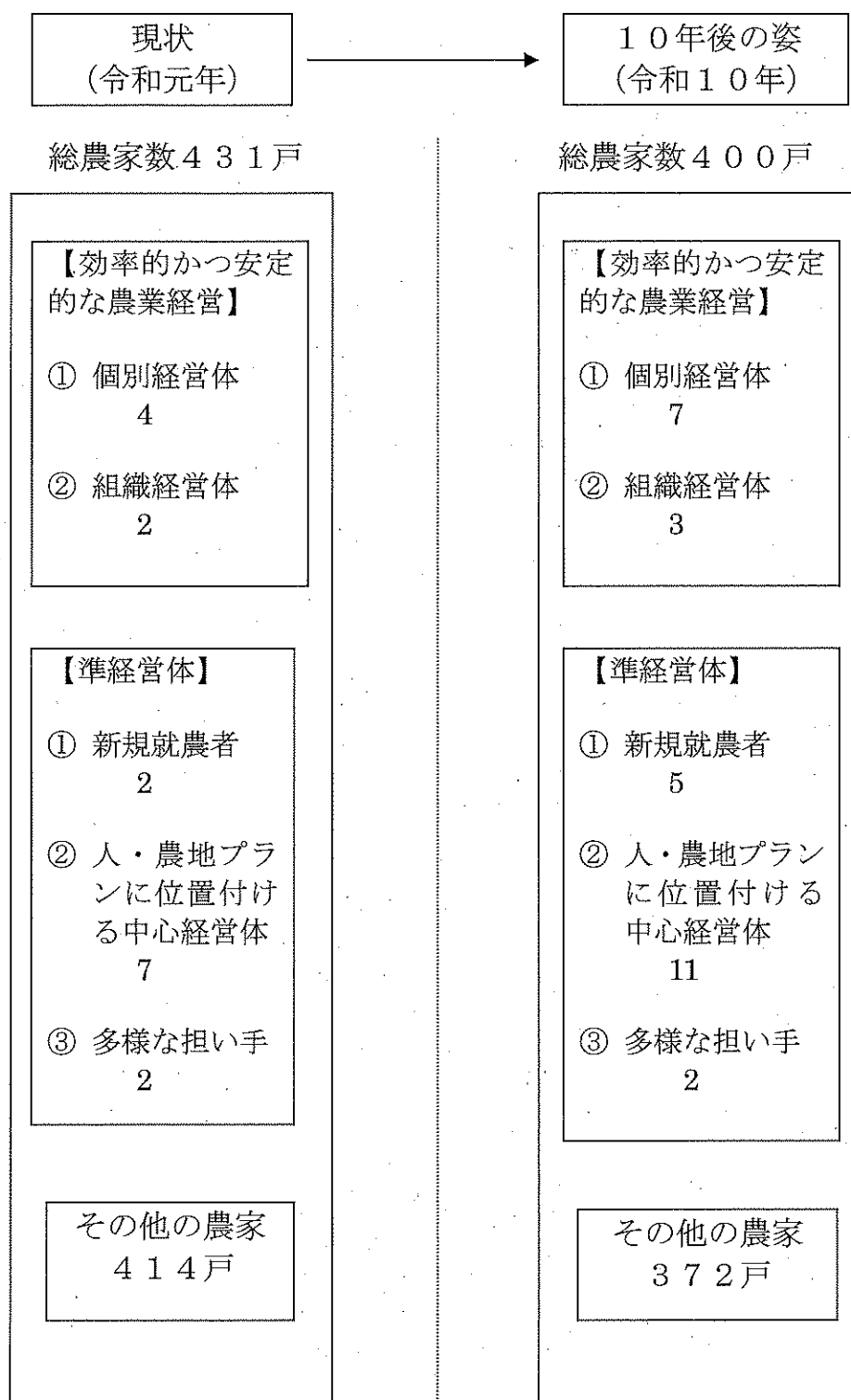
令和10年度の本町の農家構造を展望すると、「農業経営の拡大、充実を図り、優れた経営能力と高い技術力を備え、地域の農業生産をリードしていくような農業者」、「地域ぐるみで農業を担う集落営農型組織経営体」、「高齢化や後継者不在、更には農家世帯員の安定的兼業化等により、経営規模を縮小して自給的・趣味的な農業を営む農業者」、「定年後、新たに農業を営む定年帰農者」等に階層分化していくものと考えられる。

分類区分

農家分類	内 容
効率的安定的な農業経営 （個別経営体 組織経営体 準経営体）	主たる従事者の年間就労時間がその地域の他産業従事者と同等であり、主たる従事者一人当たりの生涯所得が他産業従事者と遜色ない基準を確保し得る生産性の高い営農を行なう経営体（個別経営体）及び農作業の受委託を行う集落営農組織あるいは法人化した集落営農組織（組織経営体）並びにそれら以外で人・農地プランの中心的経営体として位置付けられた経営体、新規就農者（準経営体）。
多様な担い手	そばや稲作の農作業の受託等を行う、町が出資した一般財団法人（農林振興公社）。農業以外の業種から農業へ参入しようとする法人。
その他の農家	・経営耕地面積が 30 a 以上又は農産物販売価格が 50 万円以上の農家又は生産組織等の構成員であり、地域農業を担って行く農家。 ・耕地面積が 30a 未満又は他産業従事しながら、休日等には農業に従事し、自家消費農産物の生産を行う農家又は 50 万円未満の少額の農産物販売収入がある農家。 ・退職者就農者、農業以外の職種に従事しながら農業経営を行う農家。

4 農業構造再編の展望

10年後を見通した農家構造の再編方向を次のとおり見込む。

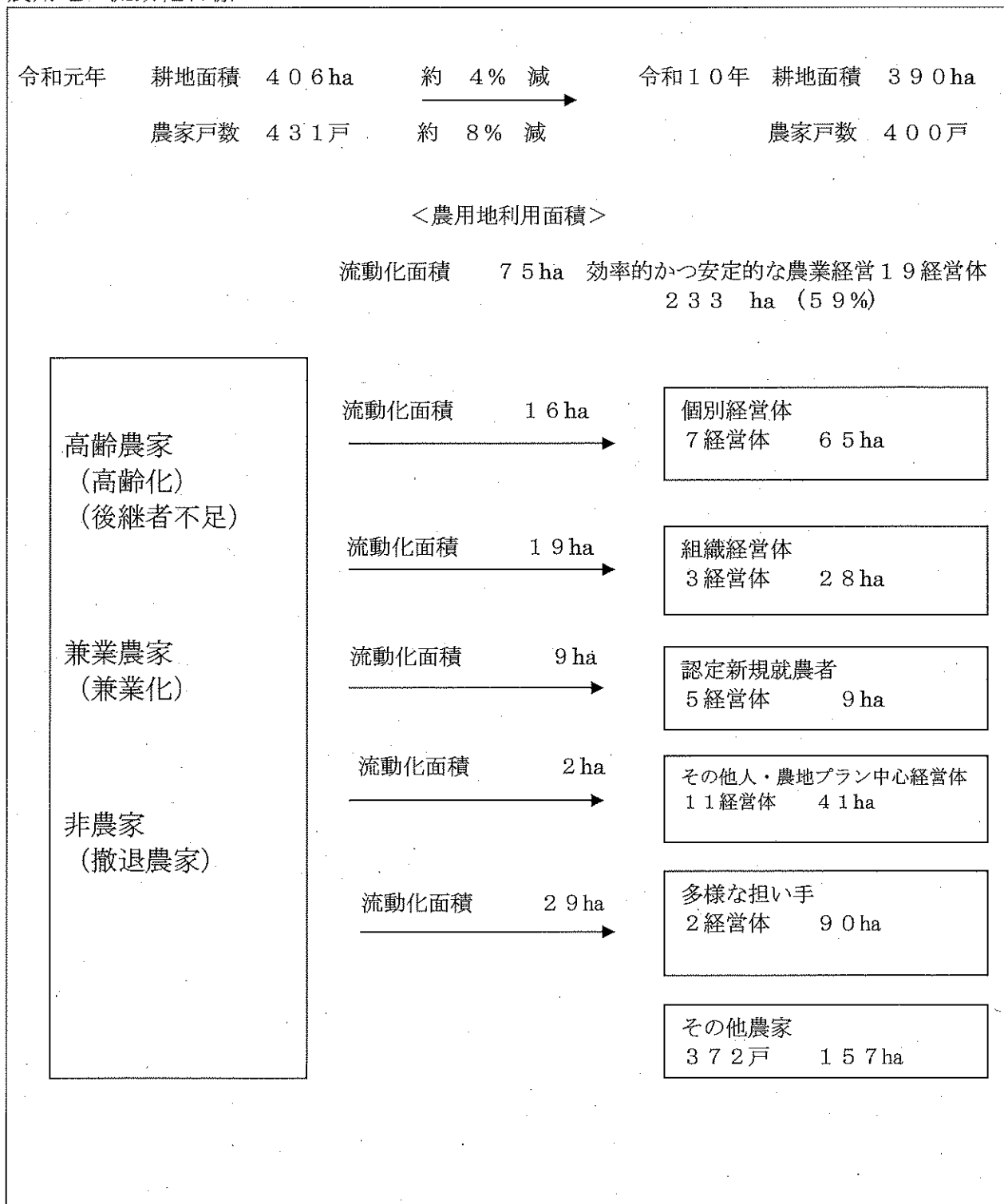


5 農用地の利用集積と流動化目標

農家構造の再編成が進む中で、28経営体の育成確保することを目標とし、農用地の利用集積目標を全農用地の59%と見込む。

このため、効率的かつ安定的な農業経営へ75haの農地流動化が必要になる。

農用地の流動化目標



第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方式、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1、第2に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に日野町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、日野町における主要な営農類型についてこれを示す。

経営モデル類型は次のとおりである。

「個別経営体の目標水準」

年間労働時間	主たる従事者	年間 1, 800時間
目標農業所得	主たる従事者一人当たり	概ね250万円以上

「組織経営体の目標水準」

年間労働時間	主たる従事者	年間 1, 800時間
目標農業所得	主たる従事者一人当たり	概ね250万円以上

モデル類型 1

水稻（認定農業者）

【モデルの特徴】

水稻単作の経営を目標とする。

耕地面積	作 目 名	生産規模	目標生産量	家族労働力
田 5.5ha	水稻 自作 小作 作業受託 耕耘 代かき 田植 刈取り	550 a 100 a 450 a 600 a 600 a 600 a 700 a	520 kg/10 a	2.0 人
生 産 方 式			経営管理の方法・農業従事の態様	
〈主な資本装備〉 軽トラック（660cc） 1 台 トラック 1 台 トラクター（30ps） 1 台 ロータリー（180cm） 1 台 田植機（6 条） 1 台 コンバイングレン（4 条） 1 台 乾燥機 3 台 〈その他〉			〈経営管理の方法〉 複式簿記記帳による経営の明確化と分析を図る。 青色申告の実施 〈農業従事の態様〉 家族経営協定の締結に基づく給料制の導入	

【モデルの特徴】

集落の水田を維持しうる個別経営体として位置付けるとともに肉用牛（黒毛和牛）の繁殖を取り入れた複合経営を目標とする。

耕地面積	作 目 名	生産規模	目標生産量	家族労働力
田 5ha	水稻(中苗) 自作 小作 自給飼料	400 a 200 a 200 a 200 a	500 kg/10 a 稲わら (50a) 500 kg/10 a スーダングラス(表) 1,500 kg/10 a イタリアライグラス(裏) 1,000 kg/10 a	2.0 人
繁殖牛 20 頭	肉用牛(繁殖)	繁殖牛 20 頭	子牛 19 頭	
生 産 方 式			経営管理の方法・農業従事の態様	
〈主な資本装備〉 軽トラック (660cc) 1 台 ダンプ (2t) 1 台 トラクター(60ps) 1/2 台 ロータリー (160cm) 1/2 台 田植機 (4 条) 1/2 台 コンバイングレナ (4 条) 1/2 台 ドライブハロー (200cm) 1/2 台 フロントローダ(60p 用) 1/2 台 ディスクモア(160cm) 1/2 台 ロールベラー 1/2 台 テグダーレーキ (300cm) 1/2 台 マニュアルスプレッダー (1.2t) 1/2 台 牛舎 200 m ² 飼料庫 50 m ² 堆肥舎 80 m ² 〈その他〉 ・水田への堆肥還元を行なう。 ・優良種雄牛・雌牛を利用する。 ・雌は 2 割を後継牛として自家保留する。 ・3 ヶ月離乳により母牛の早期受胎を図る。			〈経営管理の方法〉 複式簿記記帳による経営の明確化と分析を図る。 青色申告の実施 〈農業従事の態様〉 家族経営協定の締結に基づく給料制の導入	

モデル類型 3 水稻・白ネギ型（認定農業者）

【モデルの特徴】

白ネギを基幹とし、水稻を加えた複合経営を目標とする。

耕地面積	作 目 名	生産規模	目標生産量	家族労働力
田 3ha	水稻 自作 小作	300 a 100 a 200 a	500 kg/10 a	2.0 人
露地野菜 0.8ha	白ネギ (夏) (秋冬)	40 a 40 a	2,400kg/10 a 2,640kg/10 a	
生 産 方 式			経営管理の方法・農業従事の態様	
〈主な資本装備〉 軽トラック（660cc） 1 台 トラクター（25ps） 1 台 ロータリー（160cm） 1 台 田植機（4 条） 1/3 台 コンバイングレン（3 条） 1/3 台 土寄機（6ps） 1 台 動力噴霧器 1 台 自動結束機 1 台 ねぎ皮はぎ機 1 台 コンプレッサー 1 台 白ネギ堀取管理機 1 台 〈その他〉 ・ 白ネギは各種作業の機械化により労力の軽減を図る			〈経営管理の方法〉 複式簿記記帳による経営の明確化と分析を図る。 青色申告の実施 〈農業従事の態様〉 家族経営協定の締結に基づく給料制の導入	

モデル類型 4

水稻・露地野菜・しいたけ型（認定農業者）

【モデルの特徴】

露地野菜（ピーマン、ブロッコリー）を基幹とし、水稻及びしいたけを加えた複合経営を目標とする。

耕地面積	作 目 名	生産規模	目標生産量	家族労働力
田 3ha	水稻 自作 小作	300 a 100 a 200 a	500 kg/10 a	2.0 人
露地野菜 0.95ha	ピーマン (夏秋) ブロッコリー (初夏) (秋冬)	15 a 40 a 40 a	4,500kg/10 a 900kg/10 a 900kg/10 a	
ほだ場 0.3ha	乾燥しいたけ	16,000 本	35kg/1,000 本 (乾燥重量)	
生 産 方 式			経営管理の方法・農業従事の態様	
〈主な資本装備〉 軽トラック (660cc) 1 台 トラクター(25ps) 1 台 ロータリー (160cm) 1 台 田植機(4 条) 1/3 台 コンバイングレン(3 条) 1/3 台 管理機 (4.5 ps) 1 台 動力噴霧器(6ps) 1 台 乾燥機 2 台 発電機(800w) 1 台 運搬車(5ps. 500K) 1 台 〈その他〉 ・種作業の機械化により労力の軽減を図る。 ・ほだ場は自家所有の山林内とする。 ・販売は県しいたけ広域共選販売とする。 ・乾燥機等のしいたけ生産に係る機械は中古を使用する。			〈経営管理の方法〉 複式簿記記帳による経営の明確化と分析を図る。 青色申告の実施 しいたけは年間 4,000 本を植え付けし、4 年間収穫するものとする。 〈農業従事の態様〉 家族経営協定の締結に基づく給料制の導入	

第4 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

日野町は、青年等が農業を職業として選択できるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等が、就農5年後に達成すべき経営指標は、効率的かつ安定的な農業経営の目標とする水準を参考に次のように定める。

なお、目標農業所得の水準については、効率的かつ安定的な農業経営の目標の8割程度で設定した。

新たに農業経営を営もうとする青年等のための経営モデル類型は、次のとおりとする。なお、このモデル類型に該当しない新規就農の希望があった場合、認定農業者のモデル類型を参考にすることとする。

「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき水準」

年間労働時間	主たる従事者 年間 1, 8 0 0 時間
目標農業所得	主たる従事者一人当たり 概ね2 0 0 万円以上

モデル類型 1

和牛繁殖型（新規就農者）

【モデルの特徴】

町の畜産団地を活用した肉用牛(黒毛和牛)繁殖経営を目標とする。

耕地面積	作 目 名	生産規模	目標生産量	家族労働力
繁殖牛 10 頭	肉用牛(繁殖) 自給飼料	繁殖牛 10 頭 200 a	子牛 9 頭 スーダングラス(表) 1,500 kg/10 a イタリアンライグラス(裏) 1,000 kg/10 a	1.0 人
生 産 方 式			経営管理の方法・農業従事の態様	
〈主な資本装備〉 軽トラック (660cc) 1 台 ダンプ (2t) 1 台 トラクター (35ps) 1 台 ロータリー (160cm) 1 台 フロントローダ 1 台 ロールベアラー 1 台 テッダーレーキ (300cm) 1 台 〈その他〉 ・牛舎等の施設は町所有のものを活用する。 ・畑地への堆肥還元を公社のマニユアスプレッダーを利用して行なう。 ・優良種雄牛・雌牛を利用する。 ・3ヶ月離乳により母牛の早期受胎を図る。 ・畔草等を利用して生産費を削減する。 ・農閑期にはアグリサポーターとして地域農業に積極的に参加する。			〈経営管理の方法〉 複式簿記記帳による経営の明確化と分析を図る。 青色申告の実施 〈農業従事の態様〉 家族経営協定の締結に基づく給料制の導入	

モデル類型 2 白ネギ型（新規就農）

【モデルの特徴】

白ネギを基幹とした経営を目標とする。

耕地面積	作 目 名	生産規模	目標生産量	家族労働力
露地野菜 0.7ha	白ネギ (夏) (秋冬)	30 a 40 a	2,400kg/10 a 2,640kg/10 a	2.0 人
生 産 方 式			経営管理の方法・農業従事の態様	
〈主な資本装備〉 軽トラック（660cc） 1 台 トラクター（25ps） 1 台 ロータリー（160cm） 1 台 土寄機（6ps） 1 台 ネギ堀取管理機 1 台 自動結束機 1 台 ねぎ皮はぎ機 1 台 コンプレッサー 1 台 動力噴霧器 1 台 〈その他〉 ・ 白ネギは各種作業の機械化により労力の軽減を図る ・ 農閑期にはアグリサポーターとして地域農業に積極的に参加する。			〈経営管理の方法〉 複式簿記記帳による経営の明確化と分析を図る。 青色申告の実施 〈農業従事の態様〉 家族経営協定の締結に基づく給料制の導入	

モデル類型 3

露地野菜・しいたけ型（新規就農）

【モデルの特徴】

露地野菜（ピーマン、ブロッコリー）を基幹とし、しいたけを加えた複合経営を目標とする。

耕地面積	作 目 名	生産規模	目標生産量	家族労働力
露地野菜 0.95ha	ピーマン (夏秋) ブロッコリー (初夏) (秋冬)	15 a 40 a 40 a	4,500kg/10 a 900kg/10 a 900kg/10 a	2.0 人
ほだ場 0.3ha	乾燥しいたけ	8,000 本	35kg/1000 本 (乾燥重量)	
生 産 方 式		経営管理の方法・農業従事の態様		
〈主な資本装備〉 軽トラック (660cc) 1 台 トラクター (25ps) 1 台 ロータリー (160cm) 1 台 管理機 (4.5 ps) 1 台 動力噴霧器 (3.5ps) 1 台 乾燥機 2 台 発電機 1 台 運搬車 1 台 〈その他〉 ・各種作業の機械化により労力の軽減を図る。 ・ほだ木原木は立木購入とし、自家生産とする。 ・販売は県しいたけ広域共選販売とする。 ・乾燥機等のしいたけ生産に係る機械は中古を使用する。 ・農閑期にはアグリサポーターとして地域農業に積極的に参加する。		〈経営管理の方法〉 複式簿記記帳による経営の明確化と分析を図る。 青色申告の実施 しいたけは年間 2,000 本を植え付けし、4 年間収穫するものとする。 〈農業従事の態様〉 家族経営協定の締結に基づく給料制の導入		

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標

- 1 前記第3及び第4に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

- 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
59%	

- 効率的かつ安定的な農業経営における面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、農業委員会等の関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取り組みを促進する。その際に、町は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取り組みが効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、地域の農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、利用集積の対象者の間の協議・調整を町及び農業委員会等関係機関が行う。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取り組みを行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

農用地の利用の改善については、中山間地域等直接支払制度を活用した保全管理とあわせつつ、集落、協定の意思を尊重し農業経営を担う担い手の育成を進め実施することとする。

また、遊休農地の活用と担い手への農地集積を進めていくため、平成26年度から創設された農地中間管理事業に積極的に取り組んでいく。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

日野町は、鳥取県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5の「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の2の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、日野町農業の地域特性、即ち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

日野町では農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行なう。

- 1 利用権設定等促進事業
- 2 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 3 委託を受けて行なう農作業の実施を促進する事業
- 4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- 5 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行なう個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合における開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、(ア)及び(エ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地にすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(ウ)までに掲げる要件のほか、借受者が当該借受地につき所有権の移転を受ける場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である場合、公共事業の施行に伴い用地買収を受ける者が、飯米確保のために代替地を取得する場合、認定新規就農者等が農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他農業経営の合理化に資する施設の用に供する場合等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行なう場合において、当該者が前項のアの（ア）から（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定に関わらず、その者は、概ね利用権の設定等を行なう農用地面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行なう農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が農地中間管理権を取得する場合又は法第7条第1号に掲げる農地中間管理機構の事業の特例事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合にはこれらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行なう場合は、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行なわれる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 日野町は開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成にあたっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知)様式第7号による開発事業計画を提出させるものとする。
- ② 日野町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進めるものとする。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農地利利用集積計画の策定期間

- ① 日野町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用集積を図るため必要があると認めるときは、その都度農地利利用集積計画を定める。
- ② 日野町は、農地利利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農地利利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農地利利用集積計画は、現に定められている農地利利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定めるものとする。

(5) 申出及び要請

- ① 日野町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設置等を行なおうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行なった結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、日野町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ ②に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 日野町は、(5)の①の規定による日野町農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ② 日野町は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体又は鳥取西部農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申し出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、日野町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 日野町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにするものとする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に定める者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。)第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について日野町長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同 意

日野町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得るものとする。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公 告

日野町は、日野町農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)に①の規定による日野町農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を日野町の掲示板への掲示により公告するものとする。

(10) 公告の効果

日野町が、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画を定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

日野町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを日野町農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

日野町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 日野町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に定める者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 日野町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に定める者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。日野町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を日野町の掲示板への掲示により公告する。

③ 日野町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

④ 日野町農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有当該農用地についての利用権設定等のあつせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。日野町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

日野町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行なうことが適当であると認められる区域（概ね1以上の集落）とするものとする。なお、農用地の効率的かつ安定的な利用に支障を来さない限り、集落の一部を除外することができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - ウ 農作業の効率化に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他の必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を日野町に提出して、農用地利用規程について日野町の認定を受けることができる。
- ② 日野町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をするものとする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 日野町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を日野町の掲示板への掲示により公告するものとする。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は、当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて、農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど、政令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。

以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
 - ③ 日野町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をするものとする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
 - ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は認定農業者とみなすとともに、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。
- (7) 農用地利用改善団体の勧奨等
- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う、農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度が、その周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき、使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行なうよう勧奨することができる。
 - ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
 - ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内に、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 日野町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めるものとする。

② 日野町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、日野町農業委員会、鳥取西部農業協同組合、日野農業改良普及所、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的な支援が行われるように努める。

3. 農業協同組合等が行う農作業委託の斡旋の促進その他委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

日野町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図るものとする。

ア 農業協同組合等及びその他農業に関係する団体等による農作業受委託の斡旋の促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業による農作業の効率化の推進措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた農作業受委託料金の適正な基準の設定

(2) 農業協同組合等による農作業の受委託の斡旋等

農業協同組合等は、農作業受委託の斡旋窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業受委託について斡旋に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

日野町は、効率的かつ安定的な経営体を育成するためには、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組んでいく必要がある。

このため、先進的な法人経営体等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営体を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、農業従事の態様等の改善に取り組むものとする。

5 その他農業経営基盤の強化の促進に関する事項

(1) 農用地の利用度の向上

日野町は、不作付地等低利用農用地の利用度の向上を図るため、農業委員会、農業協同組合その他農業に関する団体と協力して、低利用農地の整備、振興作物の導入等を積極的に推進するものとする。

(2) 関連施策の推進

日野町は、農業生産基盤整備、地力の維持増進、農業近代化施設の導入、農業技術の普及、農産物の流通の改善、堆肥、副産物の有効利用その他関連事業の積極的な推進に努めるものとする。

このほか、日野町は、地域の農業の振興に関する施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(3) 推進体制等

① 事業推進体制等

日野町は、日野町農業委員会、西部総合事務所日野振興センター、鳥取西部農業協同組合、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進について方策等検討するとともに、第1、第2で掲げた目標や第3、第4の指標で示した効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について行うべき対応を各関係機関、団体別に明確化し、関係者が一体となって効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

日野町農業委員会、鳥取西部農業協同組合、農林振興公社は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、日野町は、このような協力の推進に配慮するものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化の促進に関する必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1. この基本構想は、平成 7 年 4 月から施行する。
2. この基本構想は、平成14年 4 月23日改正する。
3. この基本構想は、平成17年 2 月14日改正する。
4. この基本構想は、平成18年 8 月24日改正する。
5. この基本構想は、平成22年 6 月 2日改正する。
6. この基本構想は、平成26年 9 月30日改正する。
7. この基本構想は、平成26年 9 月30日改正する。
8. この基本構想は、令和 3年 2 月18日改正する。

別紙1（第6の1（1）⑥の関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行なうものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条の2第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条の2第3号の2に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる要件

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とする事が適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行なう農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に活用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること

○対象土地を農業用施設として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融資法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること

別紙2 (第6の1(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②賃借の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1. 存続期間は、当該利用権の当事者間で協議して定めるものとする。(農業者年金の場合は10年以上) 2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。ただし第5の1の(7)アに定める条件によるものは除く。	1. 農地については、農業委員会が公表する農地賃借料情報を十分考慮し、当該農地の生産条件を勘案して算定する。 2. 採草放牧地については、その採草放牧地の借賃の額に批准して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。	1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。 2. 1の支払いは、賃借人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃借人の住所に持参して支払うものとする。 3. 借賃を金銭以外のもので定めたる場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。	1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定より当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額については当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申し出に基づき、町が認定した額をその費やした金額又は増価額とその旨を定めるものとする。

II 混牧林又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用権による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②賃借の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等総合的に勘案して算定する。 2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の賃借の額に批准して算定し、近傍の賃借がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の賃借の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決裁方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1. 作目毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において、受託経費の算定にあたっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務所管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行なう取引その特殊な事情の下で行なわれる取引を除く。）の価額に批准して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転の対価の支払いが行なわれたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行なわれないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 出資を目的とする所有権の場合は、所有権の移転を受けた農地所有適格法人の取締役又は理事は所要の手続きを経て設立又は変更の登記を行なうものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行なわれたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行なわれないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。